

令和5年(ワ)第421号

原告

被告 国・ファイザー株式会社・蒲郡市・豊川市

証 拠 説 明 書
(丁2~丁4)

令和5年8月21日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議口係 御中

上記被告蒲郡市訴訟代理人

弁 護 士 住 田 正 夫



同 (担当) 辻 慶 典



同 (担当) 菊 地 隆 太



同 (担当) 兒 山 明 彦



同 (担当) 頼 富 祐 斗



同 笠 原 雄 一



同 金 良 寛



同 小 林 巧



同 植 羅 真 人



同 丹 羽 徹



同 西 山 大 樹



頭書事件について、下記のとおり、証拠（丁2～丁4）の説明をする。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
丁2	新型コロナワクチン接種の予診票	写し	R3. 8. 25	堀川及び医師■■■■	堀川が1回目のワクチン接種を受けた際に提出した予診票の内容。	
丁3	新型コロナワクチン予防接種についての説明書	写し	R3. 6	被告蒲郡市	蒲郡市がワクチン接種に関する「予防接種を受けることができない人」及び「予防接種を受けるに当たり注意が必要な人」の注意を促したこと。	
丁4	「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第5.3版」	写し	R3. 8. 31	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部	新型コロナウイルス感染症発症患者の診療方法の分類、ECMOの使用には慎重かつ総合的な判断が求められるとともに基礎疾患によっては却って禁忌・適応外となるものであることが記載されていること等。	

以上